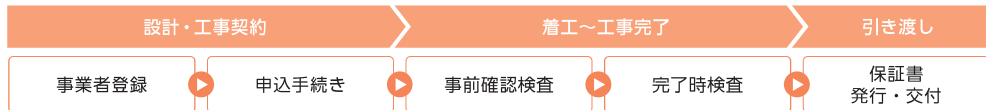




## 手続きの流れ

手続の流れは次のとおりです



## 事業者登録

保険をご利用いただくには、事前に事業者登録が必要です。なお、事業者登録料は以下のとおりです。

新規登録料 **24,000円**(税別)      更新登録料 **15,000円**(税別)

新規事業者登録の有効期限は、登録完了日より1年を経過した月の月末までとなります。以降、1年ごとに更新登録ができます。

※事業者登録に必要な書類は「必要書類」欄をご確認ください。



## 保険料等

- 1物件(住棟)あたりの保険料・検査手数料となります。
- 料金イメージや見積依頼書はこちらよりダウンロードしてください。>>>



## 検査内容

検査員が工事内容に応じて2～6回の現場検査を実施します。

検査内容：工事対象部分の工事実施前・工事完了後に目視、計測、書類確認、ヒアリングを行います。

### 事前確認検査の時期

- ・足場が必要な場合は足場組立完了後
- ・必要ない場合は工事着手前

### 工事完了時検査の時期

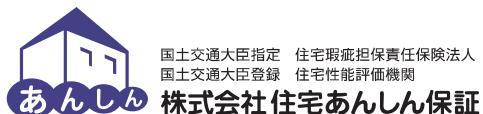
- ・足場が必要な場合は足場解体前
- ・必要ない場合は工事完了後



## 必要書類



	必要書類	詳細／備考	
事業者登録	事業者登録申請書	押印が必要です	
	建設業許可の写し	有効期限内のもの	
	口座振替依頼書	原本が必要です	
	保険申込時	保険契約申込書	押印が必要です
		契約内容確認シート	発注者の記名・押印が必要です
		工事請負契約書の写し	
	工事見積書		
	工事工程表		
	工事仕様書		
	設計図書	付近見取図、配置図、平面図、立面図	
	その他	申込内容により別途必要となる場合があります	



■本社  
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テアコビル 6階  
不動産事業部

TEL.03-6824-9440 (平日9:00～17:30)

お客様相談室 TEL.03-6824-9095

ホームページ <https://www.j-anshin.co.jp/>

●記載内容/2024年6月14日現在 ●本紙に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

A427E-2406-01-01

お問い合わせは



株式会社住宅あんしん保証は、  
特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)第17条第1項の  
規定に基づき、2008年5月12日に国土交通大臣より指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険  
法人です。

事業者様向け

# あんしん 大規模修繕工事 か 瑕疵保険

共同住宅の共用部分の修繕工事について、  
工事を請け負う工業者が発注者に対して負う  
瑕疵担保責任(契約不適合責任)を確実に  
履行するための保険です。



# 大規模修繕工事 が し 瑕疵保険3つのポイント

## 1 充実した保証の提供

引き渡し後に工事部分の瑕疵に起因する不具合が発生した場合に保険金をお支払いします。また、工事業者が倒産している場合は発注者が住宅あんしん保証に保険金を直接請求できるため、発注者に手厚い保証制度が提供できます。

## 2 第三者検査の実施

保険加入にあたり、保険対象工事が住宅あんしん保証が定める一定の基準をクリアする必要があるため、発注者に安心を提供できます。この検査は一級建築士が行います。

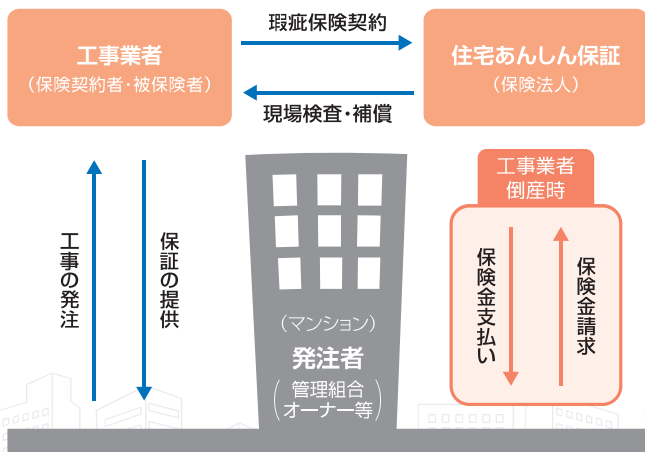
## 3 アフター費用の低減

引き渡し後に万が一事故が起こった際に、保険加入をしておくことで自社の持ち出し費用を抑えることができます。



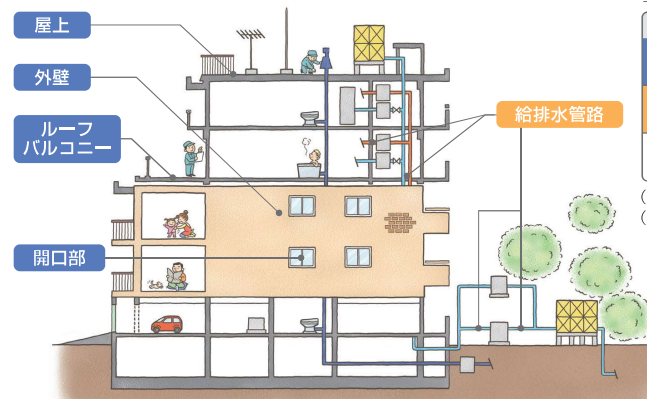
### 瑕疵保険の仕組み

- 保険加入するには、住宅あんしん保証が行う検査（一級建築士実施）に合格する必要があります
- 引き渡し後に瑕疵が発生したら保険金をお支払いします
- 工事業者が存続していない場合は発注者から保険金請求ができます
- 住宅あんしん保証が破綻した時は、国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます
- 住宅紛争処理制度が利用できます



詳細は「あんしん大規模修繕工事瑕疵保険 契約内容のご案内」をご確認ください。

### 基本補償



工事を行った次の部分については原則保険対象となります。

基本補償	保険対象部分	保険期間
防水に関する部分 <sup>(※1)</sup>	屋根、外壁、外部建具、雨水配管の一部など	5年間
管路・設備の部分	給排水管路、給排水設備、電気設備など	
構造に関する部分 <sup>(※2)</sup>	基礎、柱・梁、床板、壁など	

(※1) 雨水の浸入を防止する部分  
(※2) 構造耐力上主要な部分

### 特約

特約	補償の対象	保険期間
防水延長特約 <sup>(※3)</sup>	屋根部分(ルーフバルコニーを含む)全体に対して実施した防水工事の不具合が対象	10年間
タイル剥落補償特約	外壁、手すり壁の仕上げタイルの剥落が対象	5年間 10年間
外壁塗膜補償特約	外壁に塗装した「塗膜」の著しい膨れ、剥れまたは割れが対象	5年間 10年間
管路延長特約 <sup>(※4)</sup>	給水管、給湯管、排水管または汚水管の更新・更生工事の不具合が対象	10年間

(※3) 防水工事実施部分保険期間延長特約

(※4) 給排水管路工事実施部分保険期間延長特約

※工法等の付帯条件は必ず確認してください。

### 保険の内容

#### 対象となる建物・工事

規模：延床500㎡以上または4階以上  
建物用途：共同住宅・併用住宅  
工事内容：共用部分に対する工事  
※1棟ごとに保険加入が必要です。

#### 支払限度額

1,000万円～1億円(1,000万円ごと)  
1.5億円、2億円～5億円(1億円ごと)

#### 保険金算出方法

次の式により算出します。  
(修補費用・損害賠償保険金+争訟費用保険金-免責金額) × 縮小してん補割合+その他保険金

### 保険金のお支払いについて

以下の条件を満たす工事の瑕疵が対象です。工事ごとの支払う要件は、約款集をご確認ください。

- ① 被保険者(工事業者)が請け負った請負工事であること
- ② 事故原因部分が工事実施部分(保険対象部分)であること
- ③ 事故原因が請負工事に直接の原因があること

### 保険事故の例

- サッシ周りのシーリング打替え工事で、シーリング材の付着が不十分で雨漏りした。
- 屋上防水のやり替え工事で、防水層の継ぎ目から最上階住戸に雨漏りした。
- 給水管の更新工事で、新設管の継ぎ目から水が吹き出した。
- 外壁の塗装工事で、西面だけに膨れが多数生じた。
- 外壁のタイル張り替え工事で、西日の当たる妻面のタイルが大きく剥落した。
- 外壁の打ち継ぎ目地周辺の躯体補修工事で、外壁面住戸の床下に水たまり(雨漏り)が生じた。

